

# 他県条例一覽

令和4(2022)年6月16日 令和4年度栃木県環境審議会第1回気候変動部会

# 他県条例の取りまとめ結果概要について（1）

## ■ 全国の条例制定状況（都道府県）

全国の温暖化に関する条例19件、うち脱炭素（カーボンニュートラル）を規定している条例 9 件

## ■ 共通項目

- 目的 (例：長野県、徳島県、群馬県、滋賀県)
- 基本理念 (例：長野県、神奈川県、群馬県、大阪府)
- 責務 (例：京都府、徳島県、滋賀県、岐阜県)
- 県の計画 (例：京都府、長野県、群馬県、滋賀県)
- 県の指針 (例：京都府、徳島県、群馬県、滋賀県)
- 県庁率先 (例：京都府、徳島県、岐阜県、滋賀県)
- 環境教育 (例：京都府、徳島県、滋賀県、岐阜県)

詳細はスライド 3 ～ 9 ページ

# 他県条例の取りまとめ結果概要について（2）

## ■ 特徴的な取組

共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 再生可能エネルギーの優先利用、設備導入努力義務</li> <li>✓ 再生可能エネルギーの地産地消努力義務</li> </ul>	(例：徳島県、岐阜県、群馬県、滋賀県) (例：徳島県、岐阜県、滋賀県)	} 詳細はスライド10～11ページ
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ エネルギー使用量、排出量の把握の努力義務</li> <li>✓ 製造業等事業者における排出抑制の努力義務</li> <li>✓ 再エネ産業の育成、技術開発、技術の活用</li> </ul>	(例：京都府、岐阜県、群馬県、滋賀県) (例：徳島県、神奈川県、群馬県、大阪府) (例：京都府、長野県、神奈川県、群馬県)	} 詳細はスライド12～14ページ
交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 公共交通等利用の努力義務</li> <li>✓ 排出量の少ない自動車の購入</li> <li>✓ 販売事業者による次世代自動車等の販売</li> </ul>	(例：徳島県、岐阜県、群馬県、滋賀県) (例：京都府、神奈川県、群馬県、滋賀県) (例：神奈川県、滋賀県、大阪府)	} 詳細はスライド15～17ページ
業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 建築物の省エネ、再エネ、温室効果ガス排出抑制等の努力義務</li> </ul>	(例：徳島県、岐阜県、群馬県、滋賀県)	} 詳細はスライド18ページ
家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 県民のエネルギー使用量の把握</li> <li>✓ 排出量の少ない生活様式への変更</li> <li>✓ 排出量の少ない電気機器等の使用</li> <li>✓ 製品等の排出量等の情報提供努力義務</li> </ul>	(例：岐阜県、滋賀県) (例：徳島県、神奈川県) (例：京都府、徳島県、岐阜県、滋賀県) (例：徳島県、滋賀県)	} 詳細はスライド19～22ページ
非エネ	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 廃棄物の発生の抑制</li> <li>✓ プラスチック資源循環推進、分別排出、再資源化</li> <li>✓ 冷媒用フロン of 適切な管理</li> </ul>	(例：京都府、徳島県、滋賀県、鹿児島県) (例：長野県、群馬県) (例：京都府、群馬県)	} 詳細はスライド23～25ページ
吸収	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 森林の適切な保全、整備</li> <li>✓ 県産材の利用</li> <li>✓ 緑化、緑地保全、建築物の緑化推進</li> </ul>	(例：徳島県、岐阜県、群馬県、滋賀県) (例：徳島県、岐阜県、群馬県、滋賀県) (例：京都府、徳島県、神奈川県)	} 詳細はスライド26～28ページ



### ■ 他県の条文

自治体名	条文の内容
長野県	この条例は、持続可能な脱炭素社会づくりに関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定め、地球規模の環境保全の視点から、持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、循環型かつ災害に強い強靱な社会の実現を図り、もって <b>県民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること</b> を目的とする。
群馬県	この条例は、脱炭素社会の実現、気候変動適応及び循環型社会の形成に関し、基本理念を定め、県、事業者、県民等の責務を明らかにするとともに、気候変動対策及び循環型社会の形成に係る施策に関し必要な事項を定めることにより、災害に強く、持続可能な社会を構築し、もって <b>県民の幸福度を向上させること</b> を目的とする。
徳島県	この条例は、脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、気候変動対策に関する基本方針の策定その他必要な事項を定めることにより、県、県民、事業者等が相互に連携し、一体となって気候変動対策の推進を図り、もって <b>将来の県民に良好な環境を継承すること</b> を目的とする。
滋賀県	この条例は、CO <sub>2</sub> ネットゼロ社会づくりに関し、基本理念を定め、および県、事業者、県民等の責務を明らかにするとともに、県の基本的な施策、事業活動および日常生活における取組等に関する事項を定めることにより、CO <sub>2</sub> ネットゼロ社会づくりを推進し、もって <b>現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、併せて地球温暖化の防止に資すること</b> を目的とする。
栃木県	各県条例を参考に、キーワードを適宜選択しながら作成する。

キーワード：カーボンニュートラル実現、グリーン社会



## ■ 他県の条文

自治体名	条文の内容
長野県	持続可能な脱炭素社会づくりは、持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言を踏まえつつ、 <b>令和32年度（2050年度）までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすること</b> （二酸化炭素の人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成することをいう。） <b>を目標</b> として行われなければならない。
神奈川県	地球温暖化対策の推進は、 <b>2050年までの脱炭素社会の実現</b> （令和32年までに、人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会を実現することをいう。） <b>を旨</b> として、行われなければならない。
群馬県	気候変動対策等は、本県における <b>2050年までの災害に強く、持続可能な社会の実現</b> のため、県、市町村、事業者、県民及び民間団体の密接な連携の下に行われなければならない。
大阪府	気候変動の影響は、既に顕在化しており、今後さらに大きくなることを見込まれることから、この状況を気候危機と認識し、長期的かつ世界的な視野を持って、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、 <b>2050年までの脱炭素社会の実現を旨</b> として、府民及び事業者をはじめとしたあらゆる主体が連携し、地球環境の課題の解決及び包摂的かつ強靱で持続可能な都市の実現を図るため、気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化並びに建築物の環境配慮のための対策を推進しなければならない。
栃木県	各県条例を参考に、キーワードを適宜選択しながら作成する。

キーワード：2050年、カーボンニュートラル実現、各主体の緊密な連携

### ■ 他県の条文

自治体名	条文の内容	計画に定める内容	計画策定に係る条件
京都府	知事は、地球温暖化対策を <b>総合的かつ計画的に推進する</b> ため、地球温暖化対策に関する計画を定めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 計画の実施期間</li> <li>➤ 排出抑制、吸収量目標</li> <li>➤ 部門別排出量削減目標</li> <li>➤ 目標達成のための施策</li> <li>➤ 気候変動適応に関する施策推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 計画の実施の状況を踏まえ、適時に、その見直しを行わなければならない。</li> </ul>
長野県	知事は、持続可能な脱炭素社会作りに関する施策を <b>総合的かつ計画的に推進する</b> ための計画を定めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 持続可能な脱炭素社会づくりに関する方針</li> <li>➤ 持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ あらかじめ、長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。</li> </ul>
群馬県	知事は、地球温暖化対策の <b>総合的かつ計画的な実施</b> のため、地球温暖化対策推進法第21条第1項の規定に基づき、地球温暖化対策に関する計画を定めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 計画期間</li> <li>➤ 排出量削減・吸収目標</li> <li>➤ 目標達成に必要な施策</li> <li>➤ 県事務事業における排出量削減措置</li> </ul>	(規定なし)
栃木県(案)	カーボンニュートラルに向けた施策の <b>総合的かつ計画的な推進</b> を図るための計画を策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 計画期間</li> <li>➤ 排出量削減目標</li> <li>➤ 目標達成に向けた取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ あらかじめ、栃木県環境審議会の意見を聴かなければならない。</li> </ul>

## ■ 他県の条文

自治体名	条文の内容	
京都府	知事は、事業者、府民その他の主体が地球温暖化対策を推進するための <u>指針を定める</u> ものとする。	知事は、地球温暖化対策指針を定め、又は変更したときは、規則で定めるところにより、速やかに、 <u>これを公表する</u> ものとする。
徳島県	知事は、県民及び事業者等が気候変動対策を推進するに当たって必要な <u>指針を定め、これを公表する</u> ものとする。	
群馬県	知事は、事業者、県民等が行う地球温暖化対策を推進するための <u>指針を定める</u> ものとする。	前条第3項の規定は、地球温暖化対策指針について準用する。 ※前条第3項：知事は、地球温暖化対策実行計画を定め、又は変更したときは、規則で定めるところにより、速やかに、 <u>これを公表する</u> ものとする。
滋賀県	知事は、県民、事業者及び民間団体がCO2ネットゼロ社会づくりに関する取組を推進するための <u>指針を定める</u> ものとする。	知事は、CO2ネットゼロ社会づくり指針を定め、または変更したときは、 <u>これを公表する</u> ものとする。
栃木県	本県においては、各県の規定を参考に、ロードマップ（行程表）を指針として位置づけることを検討	

新規作成条例（徳島県、群馬県、滋賀県）を中心に、県の指針を定める条例が存在する。いずれも公表を義務づけ。

## ■ 他県の条文

自治体名	責務の対象者	条文の内容（抜粋）
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 府</li> <li>➤ 事業者</li> <li>➤ 府民</li> <li>➤ 観光旅行者等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 府は、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。等</li> <li>➤ 事業者は、地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する理解を深め、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を自主的かつ積極的に行うものとする。等</li> <li>➤ 府民は、地球温暖化の防止等に関する理解を深め、その日常生活に関し、地球温暖化対策を自主的かつ積極的に行うものとする。等</li> <li>➤ 観光旅行者等は、地球温暖化の防止等に関する理解を深め、その滞在中の活動に関し、地球温暖化対策を自主的かつ積極的に行うものとする。等</li> </ul>
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 県</li> <li>➤ 事業者</li> <li>➤ 県民</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 県は、総合的かつ計画的な気候変動対策等を策定し、及び実施するものとする。等</li> <li>➤ 事業者は、その事業活動において、気候変動対策等に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。等</li> <li>➤ 県民は、その日常生活において、気候変動対策等に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。等</li> </ul>
栃木県（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 県</li> <li>➤ 事業者</li> <li>➤ 県民</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 県は、総合的かつ計画的なカーボンニュートラルに向けた対策を策定し、及び実施するものとする。等</li> <li>➤ 事業者は、その事業活動において、カーボンニュートラルに関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。等</li> <li>➤ 県民は、その日常生活において、カーボンニュートラルに関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。等</li> </ul>

責務では一般論的な記述とし、責務に基づく義務規定等は各施策の中で規定する。





## ■ 他県の条文

自治体名	条文の内容	率先実施する項目
京都府	府は、次に掲げる地球温暖化の防止等に関する取組を率先して実施するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>府の計画の推進に関すること</li> <li><b>環境マネジメントシステムの推進</b>に関すること</li> </ul> 他7項目
徳島県	県は、その事務及び事業に関し、次に掲げる気候変動の緩和及び気候変動への適応に関する取組を率先して実施するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>エネルギーの使用の合理化等</b>の推進に関する取組</li> <li>再生可能エネルギー及び水素エネルギーの利用の促進に関する取組</li> </ul> 他7項目
岐阜県	県は、地球温暖化の防止に関し、次に掲げる施策を実施するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発、情報提供並びに人材の確保及び育成に関すること</li> <li><b>環境マネジメントシステムの普及</b>に関すること</li> </ul> 他15項目
滋賀県	県は、その事務及び事業に関し、次に掲げる温室効果ガスの排出の量の削減等に関する取組を率先して行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>エネルギーの使用の合理化</b>の推進に関する取組</li> <li>自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に関する取組</li> </ul> 他4項目
栃木県(案)	県は、カーボンニュートラル実現に関して、次に掲げる取組を率先して実施するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ設備の導入に関する取組</li> <li>再生可能エネルギーの導入に関する取組</li> <li>公用車の電動化に関する取組</li> </ul>

本県の各項目案については、ロードマップ（行程表）に記載した目標達成のための取組等に準拠する。

## ■ 他県の条文

自治体名	条文の内容	実施する項目
京都府	府は、学校、家庭、事業者、地域社会等と連携し、幅広い世代を対象に、学校教育、社会教育その他あらゆる機会を通じて、地球温暖化の防止等のための環境教育及び環境学習の推進に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 事業者から従業員への地球温暖化の関心・理解及び行動促進</li> <li>➤ 大学、短期大学その他の教育研究機関による<b>人材の育成</b></li> </ul>
徳島県	<p>県は、次に掲げる事項に配慮し、環境教育を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 家庭、学校、事業者等及び関係行政機関がそれぞれ適切に役割を分担し、及び連携するとともに、体験学習その他の多様な方法により実施すること。</li> <li>➤ 幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的かつ継続的に実施すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本県の特徴を生かした効果的な気候変動対策の<b>普及啓発</b></li> <li>➤ 学校及び事業者と連携した<b>人材の育成</b>、活動の機会の創出</li> </ul>
群馬県	県は、市町村、教育機関、民間団体等と連携し、及び協働して、あらゆる機会を通じて、気候変動対策等を推進するため、環境教育及び環境学習の推進を図るものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市町村、民間団体と連携・協働した<b>啓発活動</b>・広報活動</li> </ul>
滋賀県	県は、滋賀県環境学習の推進に関する条例の基本理念にのっとり、CO2ネットゼロ社会づくりに係る環境学習を推進するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 大学その他の教育研究機関と連携した<b>人材の育成</b></li> <li>➤ 県による地球温暖化防止活動推進員の活動支援</li> </ul>
栃木県	徳島県型の条文を参考に作成する。	

環境教育の推進と、人材の育成について規定する条例が複数ある。その他、普及啓発活動にも言及がある。

# 【施策】（共通）再生可能エネルギーの優先利用、設備導入

特徴的な取組



再生可能エネルギーを優先的に利用したり、再エネ設備の導入を県民等の努力義務としたもの。

## ■ 他県の規制内容等

自治体名	規制内容等					規制までの経緯
	対象	内容	公布日	施行日	備考	
徳島県	県民及び事業者等	家庭生活又は事業活動において、再生可能エネルギー及び水素エネルギーの積極的な利用に努めるものとする。	平成28(2016)年 10月31日	平成29(2017)年 1月1日		
岐阜県	事業者及び県民	事業活動及び日常生活に関し、 ➢ 省エネルギー ➢ 再生可能エネルギーの優先的な利用 ➢ 温室効果ガスの排出の量が少ない設備及び機械器具の優先的な使用に努めるものとする。	平成21(2009)年 3月31日	平成21(2009)年 4月1日		
群馬県	建築物の新築、増築又は改築をしようとする者	再生可能エネルギーを導入するよう努めなければならない。	令和4(2022)年 3月15日	令和4(2022)年 3月15日		
滋賀県	県民及び事業者	再生可能エネルギー電気の利用への移行その他の再生可能エネルギー等の積極的な利用に努めなければならない。	令和4(2022)年 3月25日	令和4(2022)年 4月1日		

## ■ 規制により期待される効果・課題等

- 本規定も理念規定といえるか。再生可能エネルギーの普及促進と両輪の規定である。

# 【施策】（共通）再生可能エネルギーの地産地消

特徴的な取組



地域において生産された再生可能エネルギーをその地域において消費するよう努力義務を課したもの。

## ■ 他県の規制内容等

自治体名	規制内容等					規制までの経緯
	対象	内容	公布日	施行日	備考	
徳島県	県民及び事業者等	地域において得られた再生可能エネルギー及び地域において製造された水素エネルギーを当該地域において、効率的に利用することができるよう努めるものとする。	平成28(2016)年 10月31日	平成29(2017)年 1月1日		
岐阜県	事業者、県民及び市町村	相互に連携し及び協働して、地域資源を生かして創出した再生可能エネルギーを当該地域において効率的に利用するよう努めるものとする。	平成21(2009)年 3月31日	平成21(2009)年 4月1日		
滋賀県	県民及び事業者	地域の再生可能エネルギー源を活用した電力その他のエネルギーを当該地域において、有効に利用することができるよう努めなければならない。	令和4(2022)年 3月25日	令和4(2022)年 4月1日		

## ■ 規制により期待される効果・課題等

- 再生可能エネルギーの優先利用規定を踏まえて、地産地消に踏み込んだのは上記3県。災害レジリエンスの観点からも有効か。



事業者等が、自らのエネルギー使用量や温室効果ガスの排出量の把握に努めることを課したもの。

## ■ 他県の規制内容等

自治体名	規制内容等					規制までの経緯
	対象	内容	公布日	施行日	備考	
京都府	事業者	温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況の把握に努める。	平成17(2005)年 12月27日	平成18(2006)年 4月1日		
岐阜県	事業者	事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量及びエネルギーの使用の量の把握に努める。	平成21(2009)年 3月31日	平成21(2009)年 4月1日		
群馬県	事業者	事業活動におけるエネルギーの使用量及び温室効果ガスの排出の量を把握するよう努める。	令和4(2022)年 3月15日	令和4(2022)年 3月15日		
滋賀県	事業者	温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その事業活動に伴うエネルギーの使用量を把握するよう努める。	令和4(2022)年 3月25日	令和4(2022)年 4月1日		

## ■ 規制により期待される効果・課題等

- 製造業等の事業者への排出量把握等の努力義務を置くことで、具体的な義務規定への橋渡しとすることができる。



製造業等の事業者において、温室効果ガスの排出量を抑制する努力義務を定めたもの。

## ■ 他県の規制内容等

自治体名	規制内容等					規制までの経緯
	対象	内容	公布日	施行日	備考	
徳島県	事業者	事業活動において製品の製造、輸入若しくは販売又は役務の提供を行うにあたり、原材料又は部品の選定から廃棄に至るまでの各過程において、温室効果ガスの排出量がより少なくなる	平成28(2016)年 10月31日	平成29(2017)年 1月1日		
神奈川県	事業者	温室効果ガスの排出の量がより少ない方法により販売又は提供を行う	平成21(2009)年 7月17日	平成21(2009)年 10月1日		
群馬県	事業者	事業の用に供する施設又は設備の導入に当たり ➢ 温室効果ガスの排出量がより少ないものを選択 ➢ 温室効果ガスの排出量をより少なくする運用	令和4(2022)年 3月15日	令和4(2022)年 3月15日		
大阪府	事業者	温暖化対策指針に基づく以下の適切な措置 ➢ 温室効果ガスの排出 ➢ 人工排熱の抑制 ➢ 電気の需要の平準化	令和4(2022)年 3月29日	令和4(2022)年 4月1日		

## ■ 規制により期待される効果・課題等

- 製造業等の事業者への排出抑制の努力義務を置くことで、具体的な義務規定への橋渡しとすることができる。

# 【施策】（産業分野）再エネ産業の育成、技術開発、技術の活用

特徴的な取組



再エネをはじめとする環境産業を府県内で育成し、技術開発や技術の活用までを努力義務として課したもの。

## ■ 他県の規制内容等

自治体名	規制内容等					規制までの経緯
	対象	内容	公布日	施行日	備考	
京都府	事業者、環境保全活動団体及び大学、短期大学その他の教育研究機関	連携し、及び協働して、地球温暖化の防止等に貢献する環境技術の研究開発及び環境産業の育成に努める	平成17(2005)年 12月27日	平成18(2006)年 4月1日		
長野県	県	持続可能な脱炭素社会づくりを推進するため、大学、企業等との連携を強化し、産業イノベーションの創出の促進に努めるものとする	令和2(2020)年 10月19日	令和2(2020)年 10月19日		
神奈川県	県、事業者及び試験研究機関	連携し、及び協働して、再生可能エネルギー等及び省エネルギーに係る技術その他の地球温暖化防止に寄与する技術の研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない	平成21(2009)年 7月17日	平成21(2009)年 10月1日		
群馬県	県	事業者及び大学その他の研究機関と連携して、再生可能エネルギーに関連する産業の育成及び振興に関する施策を実施するものとする	令和4(2022)年 3月15日	令和4(2022)年 3月15日		

## ■ 規制により期待される効果・課題等

- 県との協働を打ち出しつつ、新技術やその活用についての規定を加えることで、本県における「経済と環境の好循環」に資する条文となるか。

# 【施策】（交通分野）公共交通等利用の努力義務

特徴的な取組



移動の際に公共交通機関や自転車等を利用する努力義務を定めたもの。

## ■ 他県の規制内容等

自治体名	規制内容等					規制までの経緯
	対象	内容	公布日	施行日	備考	
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 県民</li> <li>➤ 事業者</li> <li>➤ 一時滞在者</li> </ul>	家庭生活等、事業活動又は滞在中の活動において移動する場合は、自動車の使用に代えて <b>公共交通機関の利用、自転車の使用</b> その他の温室効果ガスの排出の抑制に資する方法によるよう努める。	平成28(2016)年 10月31日	平成29(2017)年 1月1日		
岐阜県	県民	自動車の利用に代えて、 <b>公共交通機関又は自転車</b> の利用等に努める。	平成21(2009)年 3月31日	平成21(2009)年 4月1日		
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 事業者</li> <li>➤ 県民</li> </ul>	事業活動又は日常生活における移動手段として、 <b>公共交通機関又は自転車</b> を積極的に利用する等により、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に努める。	令和4(2022)年 3月15日	令和4(2022)年 3月15日		
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 県民</li> <li>➤ 事業者</li> </ul>	日常生活及び事業活動において、可能な限り、自動車等の使用に代えて、 <b>公共交通機関もしくは自転車の利用又は徒歩</b> による移動に努める。	令和4(2022)年 3月25日	令和4(2022)年 4月1日		

## ■ 規制により期待される効果・課題等

- 事実上義務化が困難であるため、努力義務として各県の条例に規定する。



# 【施策】（交通分野）排出量の少ない自動車の購入

特徴的な取組



自動車の購入に際して、温室効果ガスの排出量が少ない自動車を選択する努力義務を定めたもの。

## ■ 他県の規制内容等

自治体名	規制内容等					規制までの経緯
	対象	内容	公布日	施行日	備考	
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 自動車等を購入しようとする者</li> <li>➢ 自動車等を使用しようとする者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 電気自動車等その他の温室効果ガスを排出しない又は温室効果ガスの排出の量が少ない自動車等を購入するよう努める。</li> <li>➢ 使用することができる自動車等が複数あるときは、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等を使用するよう努める。</li> </ul>	平成17(2005)年 12月27日	平成18(2006)年 4月1日		
群馬県	自動車を購入し、又は使用する者	電動車その他の温室効果ガスを排出しない、又は温室効果ガスの排出の量が少ない自動車	令和4(2022)年 3月15日	令和4(2022)年 3月15日		
神奈川県	自動車等を購入し、又は使用しようとする者	温室効果ガスの排出量がより少ない自動車等の購入、使用	平成21(2009)年 7月17日	平成21(2009)年 10月1日		
滋賀県	自動車等を購入し、または使用しようとする者	電気自動車、燃料電池自動車その他温室効果ガスを排出せず、又は温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車等の購入、使用	令和4(2022)年 3月25日	令和4(2022)年 4月1日		

## ■ 規制により期待される効果・課題等

- 事実上義務化が困難な規定であるため、県民への啓発を目的として努力義務としたものと考えられる。

# 【施策】（交通分野）販売事業者による次世代自動車等の販売

特徴的な取組



自動車の販売等に際して、販売事業者や貸渡事業者が次世代自動車等の販売等を行う努力義務を定めたもの。

## ■ 他県の規制内容等

自治体名	規制内容等					規制までの経緯
	対象	内容	公布日	施行日	備考	
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 自動車等を製造し、販売し、又は有償で貸し渡す事業者</li> <li>➤ 県及び自動車駐車場を設置し、又は管理する者等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等の開発、製造、販売又は貸渡し</li> <li>➤ 電気自動車その他の温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等の普及、当該自動車等を利用しやすい環境の整備</li> </ul>	平成21(2009)年 7月17日	平成21(2009)年 10月1日		
滋賀県	自動車等を製造し、販売し、又は有償で貸し渡す事業者	次世代自動車等の開発、製造、販売又は貸渡し	令和4(2022)年 3月25日	令和4(2022)年 4月1日		
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 自動車の販売を業とする者又は有償で自家用自動車を貸し渡す者</li> <li>➤ 商業施設、宿泊施設等の利用者が使用する駐車場を設置する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 電動車の販売又は貸渡し</li> <li>➤ 電気自動車等を充電するための設備の整備等の環境の整備</li> </ul>	令和4(2022)年 3月25日	令和4(2022)年 4月1日		

## ■ 規制により期待される効果・課題等

- 事実上義務化が困難な規定であるため、県民への啓発を目的として努力義務としたものと考えられる。  
※充電設備の設置など環境整備については、群馬県条例にも規定あり。

建築物を新築、改築、増築しようとする者等に対し、建築物に係るエネルギーの合理化等を努力義務として課したものの。

■ 他県の規制内容等

自治体名	規制内容等					規制までの経緯
	対象	内容	公布日	施行日	備考	
徳島県	建築物を新築、改築又は増築しようとする者	エネルギーの使用の合理化等、エネルギー消費性能の向上、再生可能エネルギーの利用、資源の適正な利用その他の必要な措置	平成28(2016)年 10月31日	平成29(2017)年 1月1日		
岐阜県	建築主	建築物環境配慮指針に基づき、建築物に係る省エネルギー、再生可能エネルギーの利用その他の必要な措置	平成21(2009)年 3月31日	平成21(2009)年 4月1日		
群馬県	建築物の新築、増築又は改築をしようとする者	建築物に係る省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入等その他必要な措置	令和4(2022)年 3月15日	令和4(2022)年 3月15日		
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 建築物の新築、増築又は改築をしようとする者</li> <li>➢ 建築物の修繕又は模様替えをしようとする者</li> <li>➢ 空調の設置又は改修をしようとする者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 建築物に係るエネルギー使用の合理化</li> <li>➢ エネルギー消費性能の向上</li> <li>➢ 再生可能エネルギーの利用</li> <li>➢ その他の温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置</li> </ul>	令和4(2022)年 3月25日	令和4(2022)年 4月1日		

■ 規制により期待される効果・課題等

- 各県とも再生可能エネルギーの利用又は導入に触れている。理念規定としては省エネと再エネには触れるべきか。

# 【施策】（家庭分野）県民のエネルギー使用量の把握

特徴的な取組



県民のエネルギー使用量を把握することを努力義務として課したもの。

## ■ 他県の規制内容等

自治体名	規制内容等					規制までの経緯
	対象	内容	公布日	施行日	備考	
岐阜県	県民	日常生活に伴うエネルギーの使用の量の把握	平成21(2009)年 3月31日	平成21(2009)年 4月1日		
滋賀県	県民	温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その日常生活に伴うエネルギーの使用量を把握する	令和4(2022)年 3月25日	令和4(2022)年 4月1日		

## ■ 規制により期待される効果・課題等

- 温室効果ガスの排出量を減らすためには、まず日常生活でのエネルギー使用量を把握する必要があることに立った規定。義務化困難。

# 【施策】（業務・家庭分野）排出量の少ない生活様式等への変更

特徴的な取組



温室効果ガスの排出量が少ない生活・生産様式の確立を努力義務とする規定。

## ■ 他県の規制内容等

自治体名	規制内容等					規制までの経緯
	対象	内容	公布日	施行日	備考	
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 県民</li> <li>➢ 事業者</li> </ul>	以下の取組を通じた温室効果ガスの排出量がより少ない生活・生産の様式の確立 (県民) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 自らが利用するエネルギー使用量の把握</li> <li>➢ 徹底したエネルギーの使用の合理化及び効率的な利用 (事業者)</li> <li>➢ 事業活動に伴うエネルギーの使用量・温室効果ガスの排出量の把握</li> <li>➢ 徹底したエネルギーの使用の合理化及び効率的な利用</li> </ul>	平成28(2016)年 10月31日	平成29(2017)年 1月1日		
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 県</li> <li>➢ 事業者及び県民</li> </ul>	(県) 市町村等と連携・協働した排出量削減の取組推進 (事業者及び県民) 事業活動及び日常生活における照明器具、冷暖房機、給湯器その他の機械器具の使用に当たり、エネルギーの消費が過度にわたることがないようにする見直し	平成21(2009)年 7月17日	平成21(2009)年 10月1日		

## ■ 規制により期待される効果・課題等

- 前スライドの環境意識改善と目的は近いが、より踏み込んだ規定か。

# 【施策】（業務・家庭分野）排出量の少ない電気機器等の使用

特徴的な取組



温室効果ガスの排出を抑制するため、排出量の少ない電気機器等の使用について努力義務としたもの。

## ■ 他県の規制内容等

自治体名	規制内容等					規制までの経緯
	対象	内容	公布日	施行日	備考	
京都府	事業者及び府民	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 温室効果ガスの排出量が比較的少ない電気機器、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具の優先的な使用</li> <li>▶ 電気機器等及び水道水の適切な使用</li> </ul>	平成17(2005)年 12月27日	平成18(2006)年 4月1日		
徳島県	県民及び事業者	温室効果ガスのより少ない機器又は役務の利用	平成28(2016)年 10月31日	平成29(2017)年 1月1日		
岐阜県	事業者及び県民	省エネルギー、再生可能エネルギーの優先的な利用並びに温室効果ガスの排出の量が少ない設備及び機械器具の優先的な使用	平成21(2009)年 3月31日	平成21(2009)年 4月1日		
滋賀県	県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ エネルギー消費機器等を使用する場合には、エネルギー消費性能等が優れているものの使用</li> <li>▶ エネルギー消費機器等の効率的な使用</li> </ul>	令和4(2022)年 3月25日	令和4(2022)年 4月1日		

## ■ 規制により期待される効果・課題等

- 身近な電気機器等の使用に関して、温室効果ガスの排出量を意識付ける契機となる。

# 【施策】（家庭分野）製品等の排出量等の情報提供努力義務

特徴的な取組



製品又は役務の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報を提供する努力義務を課するもの。

## ■ 他県の規制内容等

自治体名	規制内容等					規制までの経緯
	対象	内容	公布日	施行日	備考	
徳島県	事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 製品又は役務の利用に伴う温室効果ガスの排出量がより少なくなるよう配慮</li><li>▶ 製品又は役務の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供</li></ul>	平成28(2016)年 10月31日	平成29(2017)年 1月1日		
滋賀県	事業者	<p>以下の情報を消費者に提供する努力義務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 製品等の製造、利用、廃棄等の一連の過程における温室効果ガスの排出の量に関する情報</li><li>▶ 事業者が行っているCO2ネットゼロ社会づくりに係る取組に関する情報</li></ul>	令和4(2022)年 3月25日	令和4(2022)年 4月1日		

## ■ 規制により期待される効果・課題等

- 情報提供により、温室効果ガスの排出量がより少ない製品や役務を消費者に選択させる意識づけをすることができる。

# 【施策】（非エネルギー分野） 廃棄物の発生の抑制

特徴的な取組



県民等に対して、温室効果ガスの排出抑制のために廃棄物の発生を抑制する努力義務を課したものの。

## ■ 他県の規制内容等

自治体名	規制内容等					規制までの経緯
	対象	内容	公布日	施行日	備考	
京都府	事業者、府民及び観光旅行者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 廃棄物の発生抑制</li> <li>➤ 再利用及び再生利用</li> <li>➤ その他資源の有効利用</li> </ul>	平成17(2005)年 12月27日	平成18(2006)年 4月1日		
徳島県	県民及び事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 廃棄物の発生を抑制</li> <li>➤ 不要品の活用等による再利用</li> <li>➤ 廃棄物の分別、再生資源に係る回収活動</li> </ul>	平成28(2016)年 10月31日	平成29(2017)年 1月1日	県による食品廃棄物削減の普及啓発規定あり。	
滋賀県	事業者及び県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 事業活動及び日常生活に関する廃棄物の発生の抑制等</li> <li>➤ （事業者）廃棄物の処理に当たり、温室効果ガスの排出の量の削減</li> </ul>	令和4(2022)年 3月25日	令和4(2022)年 4月1日		
鹿児島県	県民及び一時滞在者	日常生活及び滞在中の活動に関し、廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生利用その他資源の有効な利用	平成22(2010)年 3月26日	平成22(2010)年 4月1日		

## ■ 規制により期待される効果・課題等

- ・ 廃棄物の処理に係る温室効果ガスの排出量抑制を、その発生から低減できる。削減目標を各個人に強制できず、努力義務でやむなし。





県民等に対し、プラスチックの廃棄物発生抑制や再利用等の取組を努力義務として課するもの。

## ■ 他県の規制内容等

自治体名	規制内容等					規制までの経緯
	対象	内容	公布日	施行日	備考	
長野県	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 県</li> <li>➢ 事業者</li> <li>➢ 県民</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ (県) 使い捨てプラスチック製品からのリプレイス、プラスチック廃棄物発生抑制、再利用及び再生利用に資する取組</li> <li>➢ (事業者) プラスチック使用量の削減、プラスチック代替素材の開発、代替素材を活用した製品の開発及び実用化</li> <li>➢ (県民) プラスチック廃棄物の削減につながる製品の選択、プラスチック廃棄物の分別回収への協力</li> </ul>	令和2(2020)年 10月19日	令和2(2020)年 10月19日		
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 事業者</li> <li>➢ 消費者</li> <li>➢ 県</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ (事業者) プラスチックごみの分別排出、再資源化等</li> <li>➢ (消費者) 市町村が定める分別の基準に従い、プラスチックごみを分別して排出する</li> <li>➢ (県) 資源循環の構築、事業者等と連携したプラスチック製品使用の抑制、プラスチック代替素材への転換促進施策</li> </ul>	令和4(2022)年 3月15日	令和4(2022)年 3月15日		
栃木県 (参考)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 県</li> <li>➢ 県民</li> <li>➢ 事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ (県) 廃プラ類抑制、循環利用推進、適正処分等の情報の提供その他必要な措置</li> <li>➢ (県民) 廃プラスチック類の抑制、循環的利用の促進等</li> <li>➢ (事業者) 廃プラスチック類の抑制、適正な循環的利用、循環利用されない資源の適正処分等</li> </ul>	令和2(2020)年 3月10日	令和2(2020)年 3月10日	栃木県プラスチック資源循環推進条例で規定	

## ■ 規制により期待される効果・課題等

- 廃棄物発生抑制規定よりも踏み込み、プラスチックに対象を絞った規定。プラスチック資源循環に関する施策を盛り込む前提か。



冷媒用フロンを使用する機器を所有する者に、フロンの放出及び漏出を防止するための措置を努力義務として課するもの。

### ■ 他県の規制内容等

自治体名	規制内容等					規制までの経緯
	対象	内容	公布日	施行日	備考	
京都府	冷媒用代替フロン使用機器を所有する者	その使用時及び当該機器の廃棄時における冷媒用代替フロンの放出及び漏出を防止するための措置を講じる	平成17(2005)年12月27日	平成18(2006)年4月1日		
群馬県	特定冷媒用フロンが充填されている機器を所有する者	可能な限り、その使用による特定冷媒用フロンの放出及び漏出の防止に努めなければならない。	令和4(2022)年3月15日	令和4(2022)年3月15日		
栃木県 (参考)	何人も	機器に冷媒として充填され、又は充填されていたフロン類を大気中に放出しないよう努めなければならない。	平成16(2004)年10月14日	平成17(2005)年10月1日	本県生活環境条例において規定	

### ■ 規制により期待される効果・課題等

- フロン規制法と重複する規定を置く場合には必要か。本県でも生活環境条例で規定するフロン関係の条文を入れる場合要検討。

# 【施策】（吸収源分野）森林の適切な保全、整備

特徴的な取組



県民等に対して、森林の適切な保全や整備をその努力義務として課したもの。

## ■ 他県の規定内容等

自治体名	規定内容等					規定までの経緯
	対象	内容	公布日	施行日	備考	
徳島県	県民及び事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林の有する二酸化炭素の吸収作用及び固定作用に関する理解を深める</li> <li>相互に連携し協働して、森林の適切な整備及び保全が推進される</li> </ul>	平成28(2016)年 10月31日	平成29(2017)年 1月1日	県の情報提供、県民及び事業者等との連携協働あり	
岐阜県	事業者、県民及び民間団体	連携し及び協働しての森林の適切な保全及び整備	平成21(2009)年 3月31日	平成21(2009)年 4月1日		
群馬県	森林所有者及び事業者、県民等	森林による温室効果ガスの吸収機能に鑑み、協力して森林の整備及び保全の推進	令和4(2022)年 3月15日	令和4(2022)年 3月15日		
滋賀県	県民、森林所有者、事業者及び民間団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林の有する二酸化炭素の吸収作用に関する理解を深める</li> <li>相互に連携して、森林の適切な保全及び整備</li> </ul>	令和4(2022)年 3月25日	令和4(2022)年 4月1日	森林整備については琵琶湖森林づくり条例に基本理念あり	
栃木県	森林の適切な保全、整備について既に規定する条例の記述を参考に検討する。 ※「栃木県とちぎの元気な森づくり県民税条例」「栃木県県産木材利用促進条例」において、「地球温暖化防止」への言及がある。					

## ■ 規定により期待される効果・課題等

- 各施策を規定する前段の理念的条文。各県において整備されており、府県による情報提供規定と合わせた構成をとるところが多い。

# 【施策】（吸収源分野） 県産材の利用

特徴的な取組



県民等に対して、県産材の利用を努力義務として課したものの。

## ■ 他県の規制内容等

自治体名	規制内容等					規制までの経緯
	対象	内容	公布日	施行日	備考	
徳島県	県民及び事業者等	県産材の特性に応じ、原材料として利用、再使用、再生利用を行う等、県産材の長期にわたる利用に努める	平成28(2016)年 10月31日	平成29(2017)年 1月1日		
岐阜県	事業者、県民及び民間団体	連携及び協働した県産材その他の森林資源の利用の推進に努める	平成21(2009)年 3月31日	平成21(2009)年 4月1日		
群馬県	事業者及び県民	林業県ぐんま県産木材利用促進条例の規定により、県産木材を積極的に利用するよう努める	令和4(2022)年 3月15日	令和4(2022)年 3月15日		
滋賀県	県民、森林所有者、事業者及び民間団体	相互に連携して、県内産の木材その他の森林資源の利用の推進に努めなければならない	令和4(2022)年 3月25日	令和4(2022)年 4月1日		
栃木県	「栃木県県産木材利用促進条例」「とちぎ木材利用促進方針」に規定する内容を参考に検討する。					

## ■ 規制により期待される効果・課題等

- 大規模建築物に限らない県産材の利用の努力義務は各県に規定がある。

# 【施策】（吸収源分野）緑化、緑地保全、建築物の緑化推進

特徴的な取組



県民等に対して、緑化推進や緑地の保全を努力義務として課したもの。

## ■ 他県の規制内容等

自治体名	規制内容等					規制までの経緯
	対象	内容	公布日	施行日	備考	
京都府	事業者及び府民	温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、その所有し、管理する建築物及びその敷地の緑化	平成17(2005)年 12月27日	平成18(2006)年 4月1日		
徳島県	県民及び事業者等	温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、その所有し、又は管理する建築物及びその敷地の緑化	平成28(2016)年 10月31日	平成29(2017)年 1月1日		
神奈川県	県及び民間団体等	連携し、及び協働した緑地の保全及び緑化の推進	平成21(2009)年 7月17日	平成21(2009)年 10月1日		

## ■ 規制により期待される効果・課題等

- 京都府は特定の市街化区域における緑化義務等が控えるため、その前段の規定か。徳島県と神奈川県は努力義務のみ。